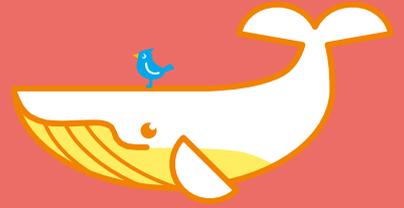




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2020年
Vol.22



特集

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

ガイドライン策定の経緯と今後

執筆者：成年後見センター・リーガルサポート 常任理事 **安井 祐子**

はじめに

令和2年10月30日に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)が公表されました。ガイドライン本体とともに「アセスメントシート」、参考資料として「基本的な考え方」や「チャート」、「参考事例」が、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートのWebサイト(<https://www.legal-support.or.jp/notice/detail/entry/842>)にも掲載されていますので、ぜひお読みいただき今後の後見事務や意思決定支援チームの連携支援等に活用いただきたいと思います。

1 本ガイドライン策定の経緯

平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることが目標の一つとされました。そのためには、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があるとされました。

そこで、令和元年5月、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体(日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人日本社会福祉士会)をメンバーとする意思決定支援ワーキング・グループが立ち上げられ、後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」という。)による意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を進めることになりました。このときに、厚生労働省から、同省に入る苦情には専門職後見人への苦情(専門職後見人がチームで決めたことと違うことを行なった、専門職後見人が本人の意思を無視した等)が多いとの話があり、専門職後見人の質の底上げの必要性が論じられ、およそ一月に1度のペースで会議が開催されました。

令和2年2月には、当事者団体(全国手をつなぐ育成会連合会、公益社団法人認知症の人と家族の会、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)、一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構、一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDnet))に対してヒアリングを行いました。

令和2年4月には、「基本的な考え方」と「ポンチ絵」を公表する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により公表を延期し、会議も4月5月は中止となりました。「基本的な考え方」と「ポンチ絵」は5月29日ワーキング・グループ参加団体の各Webサイトで公表され、意見募集を行いました。

令和2年6月から会議が再開され、同時に小グループでアセスメントシート等の作成にとりかかりました。

令和2年9月には、2月にヒアリングを行った当事者団体に対し、「ガイドライン本体」、「基本的な考え方」、「アセスメントシート」を確認していただき、意見募集を行いました。

ヒアリングや意見募集の結果を踏まえつつ検討を重ね、令和2年10月本ガイドラインは完成し、公表されました。

ワーキング・グループの会議は計14回、小グループの会議は計5回開催されました。被後見人・被保佐人・被補助人(以下「本人」という。)は、認知症や精神障害、知的障害、発達障害等その内容や程度はそれぞれ異

なることから、当初はメンバー各自の念頭にある本人像がおそらく違い、議論に少しズレがあるような感覚がりましたが、議論を深めることにより共通認識が得られるようになりました。ガイドラインの分量も多いと敬遠されるのではないかと心配もありましたが、対象を専門職後見人だけでなく、後見人等に就任した者すべてとしたので、表現についてもわかりやすいものが求められ、分量は増えたものの意思決定支援の流れ自体はわかりやすくなったのではないのでしょうか。

本ガイドラインは、これで完成というわけではなく、今後、意思決定支援の経験の積み重ねによって本人の属性や特性に応じ進化・発展することが期待されています。

2 ガイドラインの概要

まず、全ての人には意思決定能力があると推定されます。これが大原則です。

その上で、

(1) 本ガイドラインの目的

専門職後見人だけでなく、親族後見人、市民後見人を含めて、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務・保佐事務・補助事務(以下「後見事務等」という。)を適切に行うことができるように、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるように、後見人等に求められている役割の具体的なイメージを示すものです。

(2) 後見人等として意思決定支援を行う場面

原則として、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面に限られます。但し、後見人等には、本人が日常生活を送るにあたって、支援者によって適切な意思決定支援を受け、表明された意思が十分に尊重されているかどうかをチェックする機能が求められています。

(3) 本ガイドラインにおける意思決定支援の定義

特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選考に基づく意思決定をするための活動をいいます。

(4) 意思決定支援のプロセス

本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場面(個別課題が生じた場合)において、後見人等が関与することになります。

① 支援チームの編成

課題に応じて適切なメンバーを選ぶ

② 環境設定(事前準備)

日時・場所、参加者等の検討

開催方法の検討

本人への趣旨説明

参加者が意思決定支援に関するミーティングであることを理解しているかどうかを重要

③ 本人を交えたミーティング

状況を本人にわかりやすく説明する



選択肢を示す

④意思が表明された場合

意思決定能力に特段疑問を持たない限り、後見人等は、本人の意思決定に沿った支援を行います。本人の示した意思であっても、「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じる可能性が高い場合は、「本人にとっての最善の利益に基づいた代行決定」へ

(5)代行決定のプロセス

まず、本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならないのが大原則です。

①本人の意思や意向を把握することが困難であり、法的保護の観点から決定を先延ばしにできない場合は、意思決定能力アセスメントを行う。

決定に期限がない場合(先延ばしにできる場合)は、改めて意思決定支援のプロセスを踏むことになります。

②意思決定能力アセスメントの結果

本人の意思決定や意思確認が、その時点ではどうしても困難と評価された場合にのみ本人の意思推定へ

③本人の意思推定(意思と選好に基づく最善の解釈)を、後見人等を含めた支援チームで行う。

④その結果、

本人の意思推定ができる場合

「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」に該当しない限り、本人の意思推定に基づいて支援する。「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が懸念される場合」は、本人の意思実現について同意しない、あるいは、「本人にとっての最善の利益に基づく代行決定」へ

本人の意思推定すら困難な場合

「本人にとっての最善の利益に基づく代行決定」へ

⑤本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

後見人等は、本人にとっての最善の利益に関する協議結果を踏まえて、後見人等それぞれに与えられた裁量や権限の範囲において、代行決定を行います。

(6)アセスメントシートの活用

各プロセスの検討内容を本ガイドラインに添付されているアセスメントシートに記録することで、プロセスをきちんと踏んでいたかの振り返りを行うことができます。

3 今後の財産管理

では、本ガイドラインの策定によって、今後の後見事務等へ影響はあるのでしょうか。

本ガイドラインにおいて、後見人等が関与する意思決定支援は、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場面(個別課題が生じた場合)とされています。

「本人にとって重大な影響を与えるような」という表現になったのは、一般的には日常的であると評価される行為であっても本人にとっては影響の大きい場合もあると考えられたからです。本ガイドラインの注釈を見ていただくと、携帯電話やスマートフォンを初めて購入することになった場合の機種や料金プランの選択が例に挙げられています。

「本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して」というと多くの場合は、本人の財産管理に大きな影響があります。本ガイドラインに一般的な例として挙げられているものは、

①「施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合」

②「自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合」

③「特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとはいいがたい支出をする場合」

ですが、どれも財産管理に影響があります。

後見人等が意思決定支援を行うことが求められる場面は、本人からの相談や支援者らからの情報提供だけでなく、後見人等が本人の生活状況を知ることで気づくこともあります。身上保護と財産管理は密接な関係にあり、切り離せるものではありません。後見人等の権限の範囲内であっても、安易に本人には意思決定能力がないと判断して後見人等の価値観で本人の意思を代行決定してはいけません。

こんな場合はどうでしょうか。本人は施設入所中です。施設での生活に満足しています。保佐人(代理権有)は、本人が自宅へ帰ることはないと考え、本人の自宅(空き家)の管理が大変なので売却の方がよいのではないかと考えています。居住用不動産の処分ですので家庭裁判所の許可事項です。家庭裁判所の書式にも本人の同意の有無があります。本ガイドラインでは、意思決定支援を尽くしても本人の意思決定や意思確認が困難であった場合でも、この決定を先延ばしにすることができる場合は、最初に戻って意思決定支援のプロセスを踏むことになります。意思決定支援の名のもとに本人を誘導したり説得したりしてはいけません。本人が自宅の売却を検討できるように、保佐人は情報を提供したり、話をする時間帯を考えたり、支援者と共に進めていくことになります。本人の自宅は、本人にとっては思い出が詰まった場所かもしれません。大事な物が置いてある場所かもしれません。保佐人の考えだけではなく、本人の意思決定を支援しましょう。

まとめ

本ガイドラインを最初から読んでいただくことが大事なのですが、本ガイドラインの量が多いと思った方は、添付資料のチャートを見てください。そして、参考事例を見ていただければ、アセスメントシートの各様式の解説があり、取り組みやすいのかもしれません。

今後、意思決定支援の国研修が各地で行われ、当法人においても意思決定支援研修が予定されています。本ガイドラインは、後見人等が後見事務等を行うにあたって参考とすることが期待されるものとして策定されており、これが必ずしも裁判所の判断基準となるものではありません。しかしながら、本ガイドラインの意思決定支援プロセスを踏んでいないと、本人の親族や支援者から後見人等として不適切だとの指摘を受ける可能性があります。

意思決定支援プロセスを踏んで、その時点では本人の意思決定や意思確認がどうしても困難であると評価され、代行決定をせざるを得ない場合があるかもしれません。しかし、新たな課題が生じた場合には、本人には意思決定能力があることが推定されるので、改めて意思決定支援プロセスを踏むことが重要です。本ガイドラインでは、意思決定能力は、本人の能力のある・なしではなく、支援力の程度によって変動すると考えています。まずは後見人等として、本人との面談や情報収集を通じて本人のことをよく知り、信頼関係を築く努力をするとともに、本ガイドラインや研修への参加を通じて意思決定支援の考え方を身に付けるところから始めましょう。意思決定支援は後見人等だけが行うものではなく、他の支援者と共にチームで行うものです。後見人等に選任されたら、支援者の輪に参加しましょう。



本人とともに 「意思決定支援」

執筆者：認定社会福祉士
成年後見センター・リーガルサポート理事 **星野 美子**

1 待ち望んだ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の公表

2017(平成29)年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)において、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めること目標設定がなされた。その具体的対応策として、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされたが、いったい具体的にどのように進んでいくのか、期待と不安を感じたことを昨日のこのように思い起こす。

その後、最高裁判所は、申立て時に必要とされる診断書の改定に取り組み、同時に、利用者本人の日常生活の状況が伝わる資料として「本人情報シート」の開発に着手した。基本計画が示された同年11月より日本社会福祉士会の担当理事としてこの協議の場にも参加し、「本人情報シート」開発に協力をしてきた。そこで協議したことの多くは、いかにして、この情報シートを本人の意思や意向のくみ取りのために活用されるようにしていくか、であった。

そして、「本人情報シート」は2019(平成31)年4月より、改定された診断書とともに裁判所が定めた書式として周知され、活用が進んでいる。

「本人情報シート」を本人目線で記入することの難しさや、一人の書き手の主観に偏らず客観的に記載することの重要性を伝える機会が多くあったが、そこで必ず必要となる視点が「意思決定支援のあり方」であった。そして、記入する福祉関係者からすれば、申立て前の本人との関わりが活かされる成年後見制度であってほしい、後見人等が選任されたことで、これまでの支援のあり方が変わってしまうことは本人にとってのデメリットである、という理解が進んだと思われる。

「本人情報シート」の検討がなされている間、2018(平成30)年3月に大阪家庭裁判所・大阪三士会を中心とする大阪意思決定支援研究会により「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」が公表された。このガイドラインの大きな特徴は、これまで国で各種意思決定支援のガイドラインが公表されてきたが、「成年後見人等の事務に関する」として、成年後見人等が代行決定する場面での留意点をはじめ述べた点にある。また、いわゆる三士会といわれる、大阪弁護士会、大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、公益社団法人大阪社会福祉士会の三団体が大阪家庭裁判所と合意形成をして作成されたというところが大変注目された。そして、今回公表された国の「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」においても大いに参考となったものであった。

この国のガイドライン策定にあたり、最高裁判所より協議の場を設けたいという初めての相談が入ったのは2019(平成31)年の4月中旬であった。大阪の意思決定支援ガイドラインを参考としながら、地域限定ではなく、全国の指標となるようなガイドラインを厚労省、専門職団体とともに協議し、作成していきたいという声掛けであった。いよいよ始まるのだな、という感慨をもったことを今でも記憶として思い起こすことができる。

第1回目の協議の場が、翌5月に設定され、それから概ね月に1回程度、開催を続けてきた。しかし、2020(令和2)年2月の協議を最後に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、集合して会合をもつことができなくなった。本来であれば、同年5月に公表の予定であったが、このような状況から5月に中間報告をし、7月にウェブによる協議が再開され、秋に正式公表するスケジュールが確認された。

この間、後見人等としては、利用者本人と面会がかなわなくなった時期とも重なり、意思決定支援のガイドラインについて最終調整に入ったなかで、具体的にどのようにこのガイドラインを実現していくことができるのかということもわかりやすく示されていくことが必要と考えさせられた。

2 ガイドラインを実践するために求められること

このガイドラインは、趣旨・目的にあるように、「専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含めて、後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見等事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)を示すものである」とされる。つまり、このガイドラインは、後見人等の担い手だけが理解していればよいものではなく、利用者本人をチームメンバーとして支える日常的支援者も、また、そのチームを支える中核機関の職員も、理解していることを求めている。そして、法律・福祉といった専門性の違いや、専門職か非専門職かという違いが強調されるのではなく、どのような立場の後見人等であっても求められることとして整理されていることが大きな特徴である。



さらに、ガイドラインでは、意思決定支援及び代行決定の場面で使用できるアセスメントシートを5種類提示しており、意思決定支援を踏まえた後見事務を具体的にどのような思考を用いてどのように実践するのかを省みることができるようになっている。この基本となる理念・思考の持ち方や、具体的な実践については、本ガイドラインを用いて国が意思決定支援研修を全国で実施していくことになる。この意思決定支援研修も、基本計画のKPIに具体的に目標設定されたものであり、今年度東京会場を皮切りに、本基本計画の最終年とされる令和3年度末までに全国47都道府県での実施に向けて調整中である。

さまざまなガイドラインを実践するという事は、その目的がガイドラインの遵守ということだけではなく、ガイドラインに示された理念が現実の場面において適用されることにある。様式作成についても協議の中で議論を交わしたが、この様式に記載し様式を作成することが目的ではない。理想をいえば、そのような思考プロセスと実践プロセスが定着すれば、いちいち記載することなく、実践につながる事が期待される。ただし、人間はロボットではないので、慣れたことによる思い込みや「自分はちゃんとできている」という自負心が問題となるのである。そのために、いつでも振り返ること、他者の視点からチェックを受けること、これが専門性を担保し質を高めていくためには必要なことなのである。そのように考えると、ガイドラインをいかに熟読しても、また、いかに研修を受講しても、実践の場において「もうこれで私は完璧!」ということは決してあり得ないのである。ガイドラインは、私たちの日々の実践の道標であり、目指すべき方向性を指示している指針として、常に携えていくことが求められるし、時代の流れのなかで、何度も見直されていくことがあるであろう。現時点においても、本ガイドライン作成にあたって当事者の思いや声はどこまで反映されているのか、といった指摘を受けているところである。ただ、何らかのたたき台やベースとなるものを作成していこうとした今回のガイドライン作成にあたっては、関わった者の一人として、真摯に常に利用者の存在を忘れることなくメンバーが話し合っただけでなく、つくりあげたものであると考える。

3 成年後見制度のリスタートに向けて

民法858条を引き合いに出すまでもなく、成年後見制度は、本人の意思を尊重し、本人の望む生活を支援することとのために財産管理を適切に行うことが求められている制度である。ただ、その役割については、どこに重点が置かれるのかということについて、個別の事案において、また、関わる親族や関係者との関係性においても一概にいえないのであるという議論があったと思っている。すなわち、後見人等は法律行為を本人に代わって行う者であるから、日常的な生活支援の部分に関わることは困難であるし、また、関わることも自体も適切ではない、という考え方である。

社会福祉士においては、ベースがソーシャルワーカーというあらゆる場面における生活支援に伴う相談援助業務なので、財産管理を行うにおいても本人の生活支援が主体となっている実践が多いと思われる。2006(平成18)年以降、社会福祉士の受任件数が右肩上がりが増えた時期においては、生活保護受給者や生活困窮者の制度利用が増加している。これは高額資産や複雑な財産管理を要する利用者ではなく、日常の生活状況をチームとして把握し、必要な法律行為を行うことが求められる事案が増加しているからと考える。このような事案においては、法律行為を根拠とした事案行為を後見人等が行うことも多く、そのような関わりをなかから本人の意思を引き出したり、本人の意向を確認するということが当然のこととして行われてきている。しかし一方で、後見人等であるがゆえに、本人の意思を尊重することが困難であり、安易に代行決定という対応に流されてしまうこともある。また、後見人等であれば、本人のために(良かれと思い)付与された権限を行使することに何の疑問も持たない、という事例も見聞きする。おそらく、自分自身もそういうことが少なからずあったと思う。本当にそれが本人にとって幸せなことだったのか、本ガイドライン策定協議の場において、常に頭のなかに浮かんだ。

このガイドラインを確認することで、そのような気づきの場が共有できるきっかけになることを願っている。

このように考えていくと、本ガイドラインが公表されたこのタイミングは、基本計画の実現に向けての成年後見制度のリスタートではないだろうか考える。

最近、ある自治体の地域連携ネットワーク協議会において、当事者団体の委員の方が以下のように発言された。「成年後見制度について最近、当事者団体において勉強会を行った。そのときに、ある専門職が、「ちかごろ私は成年後見制度は本人の望む生活の実現のために本当に必要なのだろうか、と考えさせられている。確かに成年後見制度を使えば、本人は失敗することは少なくなり、護られるかもしれない。でも、人生において失敗することはその人の人生を豊かにすることになるのではないだろうか。成年後見制度を使わない方がその人らしい生活になるのではないか」と言われてとても考えさせられた。」

言わんとすることはとてもよく理解できる。本人の失敗を予測して先回りしてよかれと思って権限を行使する後見人等の実践が、間違っているかといわれればそうとはいえない。

別の場面において、若年性認知症の当事者の方がこのような発言をされた。「成年後見制度は私たちにとっては博打です。どんな人が後見人になるのかで、当たりはずれの人生になります。」

これはまさに、自分の人生が誰によって動かされるのかということとを非常に明確に表現されている言葉であり、現状の成年後見制度は後見人になった者の考え方で動いているのだということとを、当事者サイドから明確に伝えた言葉だと思う。

これらの言葉を受け止めた時、後見人とは何を求められているのだろうか、と改めて考えさせられる。本人にとってよいことと、他者が決めてしまうのではなく、たとえ、他者からみればありえないと思われる選択であったとしても、本人が意思を表出しているなかでどこまでその思いに寄り添い、尊重し、ともに思いの実現を目指すことができるか。また、私たちは同時に私たち自身も価値観をもち、「こんなふうな人生を送りたい」「こんなことをすることが幸せで、喜びだ」「こんなことは辛くて悲しくて切ない」という主観をもった一人の人間である。そのような自分の思いを、他者に伝えることをしているだろうか。他者のなかには、成年後見制度を利用している利用者ももちろん入る。この人は、こんなことを伝えても理解できないのではないかと、思っていないだろうか。私たち自身がその人に関わる時に感じる思いや考えを、押し付けるのではなく、私はこんなふうな思っている、こんなふうな考えている、そのことについて、あなたは思う?という投げかけをしてきたらどうか。まさにこのようなやりとりを行うためのさまざまな準備をすることが意思決定支援であり、後見制度を利用することがこのような機会を保障されることなのだという位置付けにリスタートされるきっかけとして、これからも取り組んでいきたいと願う。





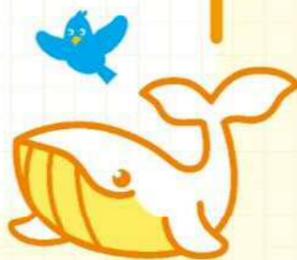
司法書士が
ご説明します!

任意後見制度の 利用促進に 向けての提言

執筆者

成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部
20周年記念事業ワーキングチーム委員

ほ し な ひろ ゆき
司法書士 保科 宏行 氏



はじめに

任意後見制度は法定後見制度とともに創設されましたが、その利用は低調なまま推移し、当初期待されたほど増えていません。その理由には、①任意後見制度そのものが知られていない、②任意後見制度が複雑で利用が難しい、③移行型の任意後見契約に関連する契約において不正(不適切な事務)が見られるなどがあげられます。

このような現状を踏まえ、任意後見制度が信頼され、より身近なものとなり、広く安心して利用されるよう日本司法書士会連合会と公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは4項目からなる提言を公表しました。任意後見制度が高齢者、障害者等の権利の擁護及び自己実現のよりよい仕組みとして発展することを願い本稿で紹介いたします。



任意後見制度の利用促進に向けての提言

“本人の意志を尊重し、利用しやすく
信頼される任意後見制度とするために”

日本司法書士会連合会 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

成年後見制度施行20年を経過した今、任意後見制度がわが国における高齢者・障害者の権利の擁護及び自己実現のよりよい仕組みとして将来にわたって発展することを願い、次のとおり提言する。

提言 1

任意後見契約の発効を適切に行うために

- (1) 本人の選択により契約締結の事実を中核機関等に通知し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を活用して本人の状況を確認する等し、必要に応じて当事者に任意後見監督人選任申立てを促す仕組みを構築すること。
- (2) 本人の意思の実現と財産管理の安全を図るため、監督の機能を持った第三者を含む三者契約、複数受任等を活用することにより任意後見監督人選任申立ての判断を複数当事者で行うことができる財産管理等委任契約を推奨する。
- (3) 本人の判断能力低下後、本人に異議がない限り速やかに任意後見監督人選任の申立てをすることを受任者の責務とする制度を構築すること。

提言 2

国、地方公共団体、成年後見等実施機関は、市民が任意後見制度の有用性を理解し、利用しやすくなるよう、より積極的かつ継続的な調査及び広報を行うこと。

提言 3

任意後見契約においては、本人の意思が確認できなくなった場合に備え、本人の意思を反映した医療・介護方針とともに財産活用や事業承継における「任意後見人への指図書」等を作成し、自己決定の尊重、身上配慮重視のための指針とすること。

提言 4

任意後見制度を利用する場合は、遺言や死後事務委任契約等に加えて、必要に応じて「福祉型の民事信託等任意後見制度を補完する制度」との併用を図ることにより、身上保護と本人の財産の管理・運用を一体的に行い、本人の意思をできる限り実現すること。

提言 1

任意後見契約の適切な発効

法務省の資料によれば、任意後見契約締結時の本人の平均年齢は約80歳(最多分布は83歳)、現在有効な任意後見契約のうち監督人選任登記のあるもの(発効しているもの)は約3%、締結済みの任意後見契約のうち約75%は財産管理等委任契約とともに契約されているいわゆる移行型の任意後見契約であることが分かりました。

任意後見契約締結時の本人年齢を考慮すると約3%という任意後見契約の発効割合は低く、本来なされるべき任意後見監督人の選任の申立て(任意後見契約の発効)が適切にされていないことが推察されます。

任意後見制度の利用促進のためには、適切な時機に任意後見契約を発効させる仕組みの構築が重要です。権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能を活用し、本人を見守り、状況を確認し、任意後見受任者を支援することで適切な時機に任意後見監督人選任の申立て(任意後見契約の発効)がされることが期待されます。

移行型の任意後見契約では、任意後見契約とともに締結した財産管理等委任契約に基づき、本人の判断能力が低下した後も受任者が財産管理を継続し、本人が受任者を監督できない状態で財産侵害等の不正が起きる危険性が指摘されています。本人の意思を実現し財産管理の安全を図るため、委任者1人対受任者1人の二者契約ではなく、委任者・受任者・監督人の三者間とする三者契約や受任者を複数とする財産管理等委任契約を締結することで適切な時機に任意後見監督人選任の申立て(任意後見契約の発効)がされることが期待されます。

判断能力の低下後に本人が適切に任意後見監督人の選任の申立て(任意後見契約の発効)をすることは難しく、任意後見受任者が申立てをしなければ、本人の任意後見契約を締結した意思がないがしろにされかねません。適切な時機に任意後見監督人の選任の申立て(任意後見契約の発効)をすることを任意後見受任者の責務とすることが必要です。

提言 2

任意後見制度の調査及び広報

令和元年に初めて任意後見制度の利用実態を把握するための利用状況に関する調査が実施されました。任意後見制度の利用の促進のためには利用状況の調査、分析を継続し、複雑で利用が難しい任意後見制度を改善し、制度そのものを分かりやすく周知するとともに、個別のニーズを踏まえた任意後見制度の理解を深めるための広報を積極的に展開する必要があります。

提言 3

「任意後見人への指図書」による本人の具体的な希望の明確化

任意後見制度は本人の自己決定を最大限に尊重することができる仕組みです。そのメリットを活かし本人の希望する生活設計を明確にするため、嗜好、生きがい等について本人の希望を記載する「ライフプラン」を作成することが推奨されています。

今回「ライフプラン」からさらに一步踏み込み、医療や介護を受ける際の具体的な方針等に関する意思や、財産の活用、事業承継等の具体的な希望を明確しておくために、本人の「ライフプラン」に代わる、契約する本人のための「任意後見人への指図書」の作成を提言しました。

本人と任意後見受任者その他の支援者が相談を重ね、「任意後見人への指図書」を作成することで、任意後見人が任意後見事務を行う際の指針となる本人の意思がより明確になります。本人の意思が推定できないとい

う事態の発生が回避され、任意後見人がより確実に本人の自己決定を尊重し本人の身上配慮を重視した任意後見の事務を行うことができるようになります。

このような具体的な事前準備ができることは、任意後見制度の大きなメリットであり、「任意後見人への指図書」等を作成することでこのようなメリットを最大限に活かすことが出来ます。

提言 4

任意後見と民事信託の併用

民事信託は、任意後見制度同様に本人の判断能力を含む生活状況の変化後も契約当時の本人の意思に基づき本人の財産の管理等を継続し、さらに本人が死亡した後も契約を継続することも可能です。

民事信託は、財産管理等に関し任意後見と類似する機能を有しますが、民事信託の目的は、本人の権利の擁護等に限定されず、自由に設計できるところにその特徴があります。

しかし、民事信託は本人の身上保護に関する機能は備えておらず、福祉型の民事信託といっても、信託自体に本人の療養看護等の福祉の機能があるわけではありません。

任意後見制度は、監督人が制度として組み込まれ、本人の権利の擁護、福祉の増進という観点において、より安心かつ確実な仕組みを備えているといえます。

任意後見制度と民事信託を併用することにより、民事信託の特徴を活かしつつ、本人の福祉に配慮した財産管理等が可能となります。

現在利用されている民事信託の多くは、委託者が受益者となる自益信託ですが、自益信託では委託者(=受益者)の判断能力が不十分な状況になった場合、委託者(=受益者)が受託者を監督することが難しくなり、その後、誰が受託者を監督するのかが課題となります。このよう場合、民事信託における委託者(=受益者)が任意後見契約を利用して、任意後見人が受託者を事実上監督することができます。

これまでも利用されてきた遺言、死後事務委任契約に加え「福祉型の民事信託等任意後見制度を補完する制度」と任意後見制度を必要に応じて併用することで、本人の意思をより一層実現することが可能となります。

シンポジウム

配信のお知らせ

成年後見制度の未来

～任意後見制度の利用促進と民事信託～

詳細は
同封のチラシを
ご参照ください

「任意後見制度の利用促進に向けての提言」に触れたパネルディスカッションを含むシンポジウム「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」を配信します。任意後見制度の理念・現状を確認し、諸外国の任意後見制度を学び、任意後見制度と民事信託の連携について知るとても有意義な機会となると思いますので、ぜひご視聴ください。

配信期間 令和3年1月25日(月)～7月31日(土)

視聴方法 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート ホームページ

<https://20thsymposium.net/>



Symposium



社会福祉士として 後見制度に関わって

1 後見制度についてのこれまでの関わり

司法書士登録をしてから約3年半になりますが、司法書士になる前は社会福祉士として、医療ソーシャルワーカー、ショートステイ相談員、ケアマネジャーなどの仕事をしていました。現在はリーガルサポートの一員として後見人を受任していますが、以前は福祉職として後見人と関わったり、社会福祉士として後見人を受任していました。

医療ソーシャルワーカーとして勤務していた病院には、脳神経外科の急性期病棟と回復期リハビリ病棟、療養病棟があり、脳血管障害や認知症の方の在宅復帰の支援や施設入所先の選定などの仕事をしていました。就職した時期はちょうど介護保険制度と成年後見制度ができたばかりで、まだまだ成年後見制度を利用する方は少ない頃でしたが、その頃の患者さんで一番印象に残っているのがKさんです。Kさんは60代前半の男性で、脳梗塞の後遺症で杖歩行がやっとでしたが、屋外で転倒していたところを救急搬送されてきた方でした。自宅での生活の様子を尋ねても要領を得ず、身に付けていた持ち物から遠方の弟さんに連絡をとったところ、「離婚して独り暮らしなのは知っているが、最近の様子は全然わからない」とのことでした。このまま自宅には帰せないの、介護サービスを利用できるまで一時的に入院してもらおうことになったのですが、何度も無断で病院を抜け出そうとしたため、仕方なくKさんと一緒に自宅に戻ったところ、自宅の中は壊れた家具が散乱しており、とても人が住めるような状態ではありませんでした。Kさんは椅子に座ってうつぶむいていましたが、1時間ぐらい経って「そろそろ病院に戻りましょうか?」と声をかけると、何も言わずにさみしそうに病院に戻りました。最終的には無事にグループホームに入居できましたが、入院をきっかけにセルフネグレクトだったことが判明した事例です。今なら入院中から法定後見の申立てを検討する事例だと思いますが、当時は申立支援の仕組みが不十分で退院までに法定後見の利用には至りませんでした。ほかにも、高次脳機能障害がある生活保護受給者の保護費を家主が使い込んでいたケースや、実子に関わりを拒否して身寄りなしになった意識不明の患者さんなど、法定後見の対象になるケースはたくさんありましたが、専門職後見の担い手がまだまだ不足していて、実際に後見人が選任されるケースはほんのわずかでした。

その後、病院を6年ほどで退職し、地元に戻ってショートステイの相談員として転職しました。この頃には「自分も後見人の仕事をしてみたい」と考えており、社会福祉士会の後見人養成研修を受けて法定後見を4件受任しました。その後、同じ法人の在宅の方のケアプラン作成を担当するケアマネジャーに異動し、利用者に法定後見を利用してもらうための支援も何件か行いました。その後、後見人向けの研修会や法定後見申立などで弁護士や司法書士と接する機会が増え、法律職についての興味が出て30代後半から司法書士試験を受けて40代でようやく合格しました。試験合格後もケアマネジャーの仕事を続けていましたが、現在は司法書士法人で司法書士として勤務しています。

成年後見制度には、医療ソーシャルワーカー、在宅のケアマネジャー、入所施設の相談員、裁判所提出書類の作成者、専門職後見人(社会福祉士・司法書士)といろいろな立場で関わってきたので、「これは困ったなあ」と感じた経験もたくさんあります。高齢者夫婦2人世帯で金銭管理をしていた夫が認知症になったために後見人をつけようとしても妻が拒否して話が進まない、後見人なら何でもしてもらえんと思って入所施設が無理なお願いをしてくる、後見人がついたことで定期的に顔を見に来てくれていたインフォーマルな支援者が手を引いてしまう、被保佐人・被補助人が支援者の指示を聞

司法書士として 思うこと

執筆者：成年後見センター・リーガルサポート 新潟県支部
司法書士法人リンクサポート 社員司法書士
江口 哲央 氏



いてくれなくて周りに迷惑をかけ続ける、などなど。相談援助の経験から落とし所・妥協点の相場感覚があって、「ここは譲れない」「これは仕方がない」という仕分けができたので、援助者としてつぶれることもなくやってこられたように感じます。

2 2つの専門職の立場から

司法書士と社会福祉士の両方の立場からそれぞれの後見人としての活動を見てみると、専門職後見人と言っても司法書士と社会福祉士とでは選任時に求められる役割が異なっていて、被後見人等を相続人とする遺産分割協議、後見制度支援信託・預金(親族後見人が管理する財産が多額になるときに、引き出しに家庭裁判所の許可が必要となる信託・預金口座)の利用、不動産の処分・管理などが見込まれる事例は司法書士が、被後見人との信頼関係の構築が難しかったり、医療機関との調整が必要など身上保護に関して専門的な技能が必要な事例は社会福祉士が選任されることが多いと思われます。

後見人に求められる役割は財産管理・身上保護のどちらか一方だけではないので、社会福祉士後見人が法的問題に対応する場面も、司法書士後見人が身上保護の問題に対応する場面もあります。法的問題は社会福祉士でもある程度勉強すれば、受任している被後見人の問題においては対応できるようになりますが、その場での判断を求められる即時性の高い対応はなかなかできないですし、登記や裁判は司法書士や弁護士などの専門職に頼まざるを得ないこともあります。

一方、身内に当事者がいるような場合でなければ、身上保護が必要な精神障害、知的障害、認知症の方と後見業務で初めて接したという司法書士や弁護士の方も多いと思います。傾聴や受容、援助関係の構築などの面接技術は経験を積まないとなかなか身につかないですし、他職種が集まって対応する在宅医療・介護のチームアプローチも法律職には馴染みが薄いために、役割や進め方に戸惑うかも知れません。

3 より良い支援のために

このように福祉職と法律職とでそれぞれ得意・苦手とする分野が異なるので、後見業務に限らず福祉職と法律職の間で気軽に相談したり、情報交換できる機会(秘密保持に十分配慮した上で)があることで、援助を必要とする人により適切な援助が提供できることが望ましいのですが、福祉職から見ると法律職は「こんなことで相談していいのか、敷居が高くて尻込みする」となり、法律職から見ると福祉職は「いろいろな制度があって、どこに相談すればいいのか分からない」となります。福祉職と法律職の接点を作るために、ほんの少し前までは研修会などに参加して「顔の見える関係を作りましょう」と言われていたところですが、最近は新型コロナウイルス対策のため、対面での研修会や交流会には参加しづらい状況です。新型コロナウイルスが落ち着くころには、後見制度利用促進で新しくできる中核機関に限らず、福祉職と法律職が交流できる機会が増えて、分からないことや困ったことをすぐに質問できるような関係が日本全国あちこちにたくさんできるといいなあ、と期待しています。



共催：日本司法書士会連合会 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

令和2年11月6日(金)、司法書士会館日司連ホールにて表題のシンポジウムが開催されました。

当該シンポジウムはコロナ禍もあり令和3年1月25日(月)～7月31日(土)の期間に

リーガルサポートホームページにてオンライン配信されます。(URL: <https://20thsymposium.net/>)

最初に日本司法書士会連合会今川会長より開会の挨拶がなされました。

基調講演1

任意後見制度と民事信託の連携について、特に諸外国の任意後見制度の比較について、新井氏から講演がなされました。任意代理と任意後見の位置づけについて、英米法の特徴である「代理人の行為は本人の行為」つまり、本人の意思能力喪失によって代理権が失効するため、持続的な代理権の仕組みを創る必要があること、他方、ドイツ法の特徴として、「行為者は代理人であり、その効果のみが本人に帰属」つまり、本人の意思能力喪失によって代理権は失効しないため、持続的な代理権を創る必要がないとの説明がなされました。続いて、諸外国の任意後見制度の発展プロセスについて説明がなされ、諸外国の制度成立から少し遅れ2000年に日本の任意後見契約法が成立し、その任意後見契約法の特徴である、自己決定権の尊重と監督、公正証書による授權、効力発効時期の明定、任意後見監督人の義務の明定についてそれぞれ説明がなされました。また、任意後見制度をめぐる状況として、学界での通説の展開や法制審議会での議論の展開、任意後見制度の理念と現状として、統計からみた任意後見の現状、問題として指摘される移行型の不適切な利用等についての説明がなされました。任意後見は利用者である本人の自己決定権が尊重されるため、障害者権利条約との親和性があり利用が低迷している現状から、今後の利用促進を進めていく上で広報活動がより重要になるため、任意後見の利用が進んでいる英国やドイツでの広報活動事例が紹介されました。利用促進のためのポイントとして、任意後見における意思能力のレベル、理解力における補助との差別化、質的充実として、身上配慮義務、医療行為の同意権、取消権、信託との併用等の提言、品川成年後見センターにおける取組の紹介や地域連携ネットワークとの共同、法務局の活用等の提言がなされました。

基調講演2

任意後見制度と民事信託の連携について、特に民事信託から見た組合せの在り方を考えるとして、大貫氏から講演がなされました。まず時代のニーズとして民事信託を必要とする人々が増えてきており、親なき後の障害のある子や孫への福祉と経済的な支援、保護を確保しておきたい、利用を希望する人が財産管理、身上保護、財産承継の方法として有効であること、そしてこれらは任意後見制度のニーズと共通していることとの説明がなされました。民事信託と連携することにより、本人(受

プログラム

開会挨拶	今川 嘉典 [日本司法書士会連合会会長]
①基調講演1	「任意後見制度と民事信託の連携」 ～諸外国の任意後見制度と比較して～ 新井 誠氏 [中央大学法学部教授]
②基調講演2	「任意後見制度と民事信託の連携」 ～民事信託から見た組合せの在り方を考える～ 大貫 正男 [司法書士・リーガルサポート相談役]
③パネルディスカッション	「成年後見制度の未来」 ～任意後見制度の利用促進と民事信託～ 【パネリスト】 村田 幸子氏 [福祉ジャーナリスト] 小島 浩氏 [神田公証役場公証人] 伊庭 潔氏 [弁護士] 上山 浩司 [司法書士・リーガルサポート東京支部副支部長] 【アドバイザー】 新井 誠氏 【コーディネーター】 川口 純一 [司法書士・リーガルサポート副理事長]
閉会挨拶	矢頭 範之 [リーガルサポート理事長]

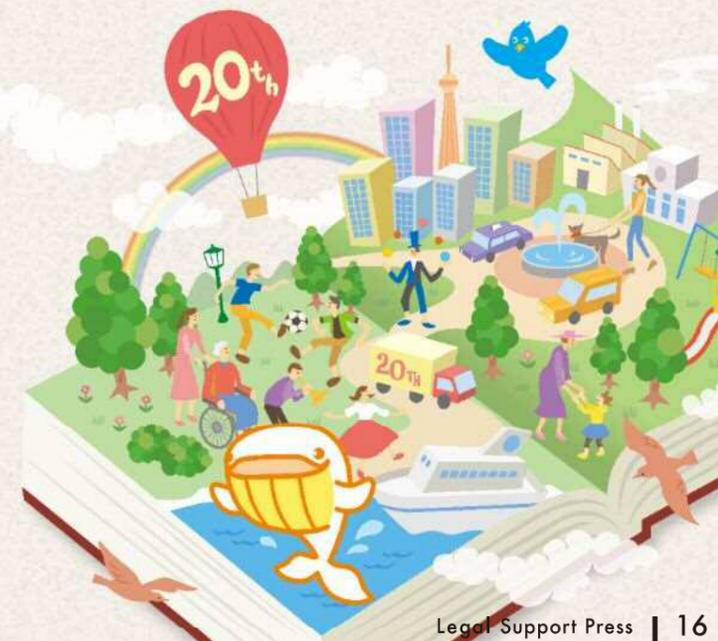
益者)を保護(自益)すると共に、家族や親族のためにも財産を活用することができ(他益)、本人の死後、財産を家族や親族に承継させることも可能であること、任意後見制度、民事信託との親和性として、高齢者や障害者の日常生活や福祉を目的としていることお互いの制度が相互に補完の関係にあることの説明がなされました。続いて、事例検討として親族が受託者に適しているケース、法人が受託者に適しているケースの紹介や、民事信託契約の組成する際のポイント、成年後見制度との連携、任意後見制度との併用についてどのような場合に利用が適しているか等の紹介がなされました。また、民事信託における現状と問題点について、親族等の担い手の準備不足、専門職の関わり方、信託組成後の監督体制の不備等の指摘がなされ、専門職の継続的な支援のための能力担保のための研修制度、受託者の拡充等さまざまな提言がなされました。

パネルディスカッション〈テーマ1〉

最後に「成年後見制度の未来」任意後見制度の利用促進と民事信託をテーマとして、パネルディスカッションが行われました。川口氏から、任意後見制度がなぜ利用されないのか説明がなされました。村田氏からは任意後見の利用が低迷している要因として、本人が自己決定できない現状、利用を希望している人の近くに適任者がいない、メリットの見える化がされていない等の指摘がなされました。伊庭氏からは成年後見制度について国民からネガティブな印象を受けていることや広報活動がされていないこと、任意後見制度を利用する際の費用がわからないこと等の指摘がなされました。小島氏からは任意後見契約の契約書作成の段階から費用等の説明を行なうべきとの指摘がなされました。上山氏からは後見制度を利用しない場合のデメリットの説明を行なうことで利用が増えるのではないかと提言がなされました。新井氏からは任意後見監督人の報酬については、制度普及のため公的な助成があっても良いのではないかと提言がなされました。上山氏から、任意後見制度の利用促進に向けての提言として、任意後見契約において、本人の意思確認ができなくなった場合に備え、本人の意思を反映して医療・介護方針、財産の活用・事業承継における「任意後見人への指示書」等の作成や、任意後見制度を利用する場合には、遺言や死後事務委任契約等に加えて、必要に応じ福祉型の民事信託等の任意後見制度を補完する制度との併用を図ることにより、身上保護や本人の財産管理等を一体的に行うことができるのではないかと説明がなされました。パネリストからは、指図書に対する法的な位置づけに対する、内容や文言が分かりにくくなる可能性がある、任意後見は自益が基本であること等の留意点の指摘がなされました。

パネルディスカッション〈テーマ2〉

続いて、川口氏から、なぜ、任意後見契約の約3パーセント程度しか契約の発効がされていないのかとして問題点の説明がなされました。上山氏からは、契約発効の問題に入る前にリーガルサポートにおける任意後見契約時の三者契約の紹介がなされました。また、弁護士である伊庭氏からは任意代理契約等の財産管理契約の紹介がなされました。パネリストからは、任意代理契約を続けてしまうケースが多いのではないのかといった指摘がなされ、上山氏からは任意後見契約の発効を適切に行うために本人の選択により契約締結の事実を中核機関等に通知する仕組みや地域連携ネットワークの機能を活用して本人の日頃の状況を確認する等し、必要に応じて当事者に任意後見監督人選任の申立てを促す仕組みを構築すること、本人の判断能力低下後には本人の異議がない限り速やかに任意後見監督人選任の申立てをすることを受任者の責務とする制度を構築する等の提言がなされました。提言に対し、パネリストからは実効性を確保するための担保をどうするか、本人の異議ではなく第三者による判断としてはどうか、義務規定とし、履行については状況に応じて行なうのがよいのではないのかといった意見が出されました。最後に矢頭理事長から閉会の挨拶がなされ、任意後見制度と民事信託との連携についての期待が語られました。(あ)



成年後見制度は「利用者がメリットを実感できる」ようになったか？

— 障害者権利条約への対応も見据えて —

令和2年10月25日(日)、御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンターにて

表題のフォーラムが開催されました。コロナ禍もありオンライン300名・対面50名とする開催で本記事もオンライン参加によるものです。

名取氏より挨拶がされ、「本フォーラムのテーマである利用者がメリットを実感できるようになったか」については本基調講演及びシンポジウムを通して各参加者に判断していただきたいという言葉で続く川端氏の基調講演が始まりました。

川端氏からは成年後見制度利用促進法と基本計画について、その概要、国等の取り組みが報告され、その中で成年後見制度運用を巡っては財産管理のみが重視され、本人の意思決定や身上保護など福祉的な視点に乏しいとの批判があると述べました。

しかしながら、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のためには制度開始時・開始後における身上保護の充実が求められるところ、この改善について、①診断書の改定・本情報シートの作成(平成31年4月運用開始)②適切な後見人の選任と報酬(検討中)③後見人等による意思決定支援(検討中)④欠格条項の見直し(令和元年6月成立)が為され、まだ道半ばではあるが一定の成果があったとの認識が示されました。

休憩後のシンポジウムでは、曾根氏の司会進行のもと各シンポジストの自己紹介から始まり、和やかな雰囲気の中で本テーマに移りました。

その中で、認知症当事者である丹野氏からは、「福祉専門家には困ったことはないかと尋問をしている、話す気が無くなる、会話をしてほしい」といった言葉が、また家族の立場である久保氏からは「成年後見制度自体がなくなってほしい」といった辛辣な言葉があり、いずれも身に染みました。星野氏からは、本人情報シートは「本人は何ができないのか」ではなく「何ができるのか」を裁判所などに伝えるツールとするためにその作成に関与してきたとの言葉が、石川氏からは、成年後見制度は法律の前にひとしく認められる権利について定めている障害者権利条約第12条に違反していると指摘し、代理決定の制度を廃止して意思決定支援の制度を確立する仕組みを整備する必要があるといった認識が、その他にも各シンポジスト、アドバイザー、コメンテーターから様々な議論、考えが示されました。最後に午前の基調講演をされた川端氏から感想が述べられシンポジウムは終了しました。

オンラインによる参加のため、ほかの参加者の反応、会場の雰囲気などはわかりませんが、手軽に参加できるメリットを実感できるものでした。配信環境や設備による不具合も多少はありましたが問題とはならず、概ね満足できる参加となりました。(し・り)

プログラム

13:00~ 開会・挨拶	名取 はにわ 氏 [学校法人日本社会事業大学 理事長]
13:20~ 基調講演	「利用者がメリットを実感できる 成年後見制度の運用の改善とは」 川端 伸子 氏 [厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進専門官]
14:20~ 休憩	
14:30~ シンポジウム	成年後見制度は「利用者がメリットを実感できる」 ようになったか？ — 当事者・家族・障害者権利条約の視点から考える —
【シンポジスト】	石川 准 氏 [静岡県立大学国際関係学部 教授:国連・障害者権利委員会 副委員長] 久保 厚子 氏 [全国手をつなぐ育成会連合会 会長:知的障害者家族] 丹野 智文 氏 [おれんじドア 代表:認知症当事者] 星野 美子 氏 [日本社会福祉士会 理事:成年後見人]
【コメンテーター】	川端 伸子 氏
【アドバイザー】	大石 剛一郎 氏 [学校法人日本社会事業大学専門職大学院 非常勤講師:弁護士]
【コーディネーター】	曾根 直樹 氏 [学校法人日本社会事業大学専門職大学院 准教授]
16:20~ 閉会・挨拶	神野 直彦 氏 [学校法人日本社会事業大学 学長]

(全国生活協同組合連合会・全国労働者共済生活協同組合連合会助成事業
事業名:「成年後見制度利用促進に向けた方策・啓発事業」)

STOP THE SPREAD!

当法人の新型コロナウイルス感染症への対応について

執筆者:成年後見センター・リーガルサポート 常務理事 舘 博文

リーガルサポートでは、令和元年12月に設立20周年を迎えたため、これらを記念して令和2年3月に20周年記念シンポジウムと銘打った大規模なイベントを企画していました。何度も打合せを重ね、年明け(令和2年)には準備も大詰めの段階まで来ていました。

そんな矢先、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」といいます。)が徐々に大きく報道され始め、新型コロナ感染防止対策の観点から、残念ながら上述のイベントを中止せざるを得なくなりました。

その後も、新型コロナは、収束の兆しを見せるどころか、さらに全国的な拡大の様相を呈していたため、6月に開催する当法人定時総会についても見直さざるを得ない状況になりました。リーガルサポートは各都道府県(北海道のみ4地域)に支部を置く全国組織ということから、全国各地域の活性化を主な目的として、これまで隔年で地方を会場とする定時総会を開催しており、令和2年6月の定時総会は香川県高松市での開催を予定して準備を進めていました。開催を延期することも選択肢の一つとしてはありましたが、当時報じられていた新型コロナ感染防止対策に関する情報から、数ヶ月延期したところでおそらくその状況が大きく改善されているとは考えにくかったため、予定していた日程通り開催することとしました。ただし、県をまたぐ移動の自粛等の新型コロナ拡大防止対策の観点から、急きょ、会場を法人本部所在地の東京に変更し、規模もかなり縮小して開催することにしました。コロナ禍において、この短期間での会場設営や会場運営などの開催準備をすることは容易なことではありませんでしたが、この対応にあたったのが本部事務局でした。不要不急の外出の自粛や出勤者の削減などの要請が徐々に強く求められていく状況ではありましたが、職員の協力の下、事務局での感染防止対策を最大限講じた上で、職員の出勤体制の工夫や在宅勤務の実施等を行うことで、なんとか対応しました。組織運営の中核機能となる本部事務局の通常の事務(業務)がマヒすることがないように運用体制を工夫しつつ、さらに、大イベントの定時総会の変更に伴う対応をもしなければならぬというかなり厳しい状況でした。

このように、今回の新型コロナの感染拡大は、長期間に亘り、法人全体にかなりの混乱を招いていますが、この対応をしていくなかで、改めて法人のリスクマネジメントの重要性を認識させられました。また、今回の事態は、視点を変えると、これまで目を向けていなかった業務内容や働き方を点検したり見直したりするよい機会にもなりました。

今後は、いまだ収束の兆しが見えないコロナ禍の状況に、政府の働き方改革、さらにはIT化も相まって、社会環境の変革がより一層もたらされていくものと思われます。今回を契機に、当法人もこれらをうまく取り入れながら、高齢者・障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与できるように取り組んでまいりたいと考えています。



アクリル板



アルコール除菌



編集後記



司法書士は成年後見のほかにも様々な業務を扱っています。不動産登記、商業登記、相続、裁判所提出書類作成、簡裁訴訟代理などなど広範囲にわたります。

その中でも、今年は遺言書作成に関する相談が増えているように思います(あくまで私の所感です)。きっと、新型コロナウイルスの感染が拡大していく中で、年齢や性別に関係なく「死」を近くに感じ、遺言を考えるきっかけになったのだと思います。

また、ステイホームにより、改めて自分自身のことを考える時間を持てたことも影響しているのかもしれませんが(私自身は、6月に第2子が生まれたことにより、ゆっくり考えることのできる時間は消滅しました)。

自分の死後のことを考えるということは、同時に自分の亡くなる前のことを考えることでもあります。自ら遺言を書こうと決意する方は、「周りに迷惑をかけたくない」というお気持ちが動機になっていることが多く、そうすると、自分で自分のことを出来なくなったときのことも考えなければならないからです。

ちなみに、そのような場合は「公正証書遺言」「任意後見契約」「死後事務委任契約」のいわゆる三点セットを利用することが多いかと思います。

自分の将来や老後に対して漠然とした不安を抱いている方は多いと思いますが、一番の原因は、そもそも何が問題なのか分からないという点にあると思います。

結果、遺言書を書く必要がなかった、成年後見制度を利用する必要がなかった、という結論に至ることもありますが、こと法律的な問題においては、「必要がなかった」という結論自体に大きな意味があります。

コロナの影響で良くも悪くも以前に比べて時間にゆとりができたなぁと感じている方は、これを機に専門家に相談をしてみたり、書籍を買って自分で勉強してみたいはいかがでしょうか。(り)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568 HP
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

編集・発行

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!

リーガルサポート

検索

